

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和８年９月２４日

寒川町長 木村俊雄

１ 入札に付する事項

「入札概要書」に記載のとおりとします。

２ 入札参加資格に関する事項

① 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

ア 寒川町の競争入札参加資格を有することについて寒川町長の認定を受けている者

イ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

ウ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条に定める指示又は営業停止を受けていない者

エ 寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和５２年７月１日施行）に基づく指名停止を受けていない者

オ 公告日直前に終了した事業年度（１年分）に係る次の各税の滞納がない者
法人税・都道府県民税及び事業税・市町村税

カ 社会保険等の制度に加入していること。（任意適用事業所を除く）

キ 中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）に基づく建設業退職金共済契約を締結している者又は雇用されている者が退職する際に一時金を支給している者

ク 「かながわ電子入札共同システム」により入札に参加できる者

ケ 「入札概要書」に記載する事項に適合している者

コ 寒川町暴力団排除条例（平成２３年寒川町条例第１１号）第２条第１号から第３号及び第５条に該当しない者であること。

② 競争参加資格の確認申請

ア 入札に参加しようとする者は、「入札概要書」に記載した日までに、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請をしてください。また、会社役員名が記載されている書類が必要な場合がありますので、町から指示がありましたら速やかに提出して下さい。

イ 競争参加資格確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の内容について誓約したものとみなします。

③ 競争参加資格の確認通知

ア かながわ電子入札共同システムにより所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

3 入札に必要な書類の配布

- ① 入札に必要な書類の各種様式は寒川町ホームページからダウンロードしてください。
- ② 設計図書等については「入札概要書」で指定する方法によります。
- ③ 設計図書等のダウンロードの方法は、寒川町ホームページの契約・入札に掲載の「条件付き一般競争入札の留意点」を参照してください。

4 入札書提出日時及び開札予定日時

「入札概要書」に記載のとおりとします。なお、工事案件については、入札書提出時に入札金額積算内訳書の提出（内訳書ファイルの添付）を忘れないようご注意ください。

5 入札方法

かながわ電子入札共同システムを利用した電子入札により執行します。
入札回数は、2回を限度とします。

6 落札候補者の提出書類

かながわ電子入札共同システムの保留通知により落札候補者に該当することを確認した者は、「入札概要書」で指定する次の書類を、書類提出期限までに財政課まで、メール、FAX又は持参してください。

① 技術者の配置

ア 配置予定技術者調書

イ 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係が確認できる書類

ウ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

エ 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

② 工事施工実績調書

ア 工事施工実績調書

イ 契約書等の写し

③ その他「入札概要書」等で指示のあった書類

7 入札保証金及び契約保証金

「入札概要書」に記載のとおりとします。

① 入札保証金

（ア）入札保証金の額は入札金額の100分の5以上の額とし、入札日の前日までに納付してください。納付が確認できない場合は、入札が無効となります。

（イ）寒川町契約規則第7条第2項に該当すると認められる者は、入札保証金の全部又は一部免除することができます。

[寒川町契約規則第7条第2項抜粋]

- (1) 入札者が保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札者が、過去5年間に本町又は国（公社を含む。）若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

② 契約保証金

- (ア) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とし、契約締結までに納付してください。
- (イ) 寒川町契約規則第36条に該当する者は、契約保証金の全部又は一部を免除することができます。

入札保証金及び契約保証金の納付方法については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

8 前払金、中間前払金及び部分払

前払金、中間前払金及び部分払は、寒川町契約規則の定めるところによります。

9 入札の無効に関する事項

この公告において定める条件を満たさない者が行った入札、競争参加確認申請及びその添付書類に虚偽の記載をした者が行った入札、入札書と入札金額積算内訳書（内訳書）の金額が不一致な入札、内訳書に不備がある場合の入札並びに寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号）第16条に掲げる入札は、無効とします。

10 最低制限価格及び低入札調査基準価格

「入札概要書」に記載のとおりとします。

11 契約の成立要件

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に該当するものは、議会の議決を要します。

議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は寒川町の指名停止に関する取扱い基準に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととします。

12 契約書の作成

契約の締結にあたっては、電子契約サービスの利用を原則とします。

詳細は、寒川町ホームページ「電子契約の導入について」をご確認ください。

ただし、受注者の事情により書面での契約も可能としますが、その場合の契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

1 3 その他

- ① 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- ② 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。
- ③ 前各項に定めるもののほか、寒川町契約規則及び契約関連要綱、電子入札運用基準等の定めるところによります。

1 4 問い合わせ先

寒川町 企画部 財政課 契約検査担当

電 話 0 4 6 7 - 7 4 - 1 1 1 1 内線 2 6 3

F A X 0 4 6 7 - 7 4 - 9 1 4 1

※電子入札共同システムの操作に関する問い合わせ先

コールセンター 受付 9時～17時

フリーダイヤル 0 1 2 0 - 9 2 1 - 1 8 2